

障害者自立支援法が施行されました。

障害者自立支援法(以下「自立支援法」)は、障害者基本法をもとに、障害者が住み慣れた地域で安心して、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、今まで障害の種別(身体障害・知的障害・精神障害)や年齢により、居宅支援や施設支援のサービスを別々の法令に基づいて提供してきたものを一元化し、より障害の程度や種別に合った適切な支援を行うための新たな制度です。

サービスのご利用には、障害程度区分判定審査会による審査を受けて障害程度区分を認定し、支援の必要な度合いに応じたサービスや利用量を公平に提供する仕組みが加まりました。また、サービスのご利用に必要な費用として、国や自治体の費用負担を明確にするとともに、サービスを利用される方もサービスの利用量に応じた負担(原則1割定率負担)をしていただくことになりました。なお、定率負担とともに、本人や世帯の所得などに応じた軽減措置もあわせて設けます。

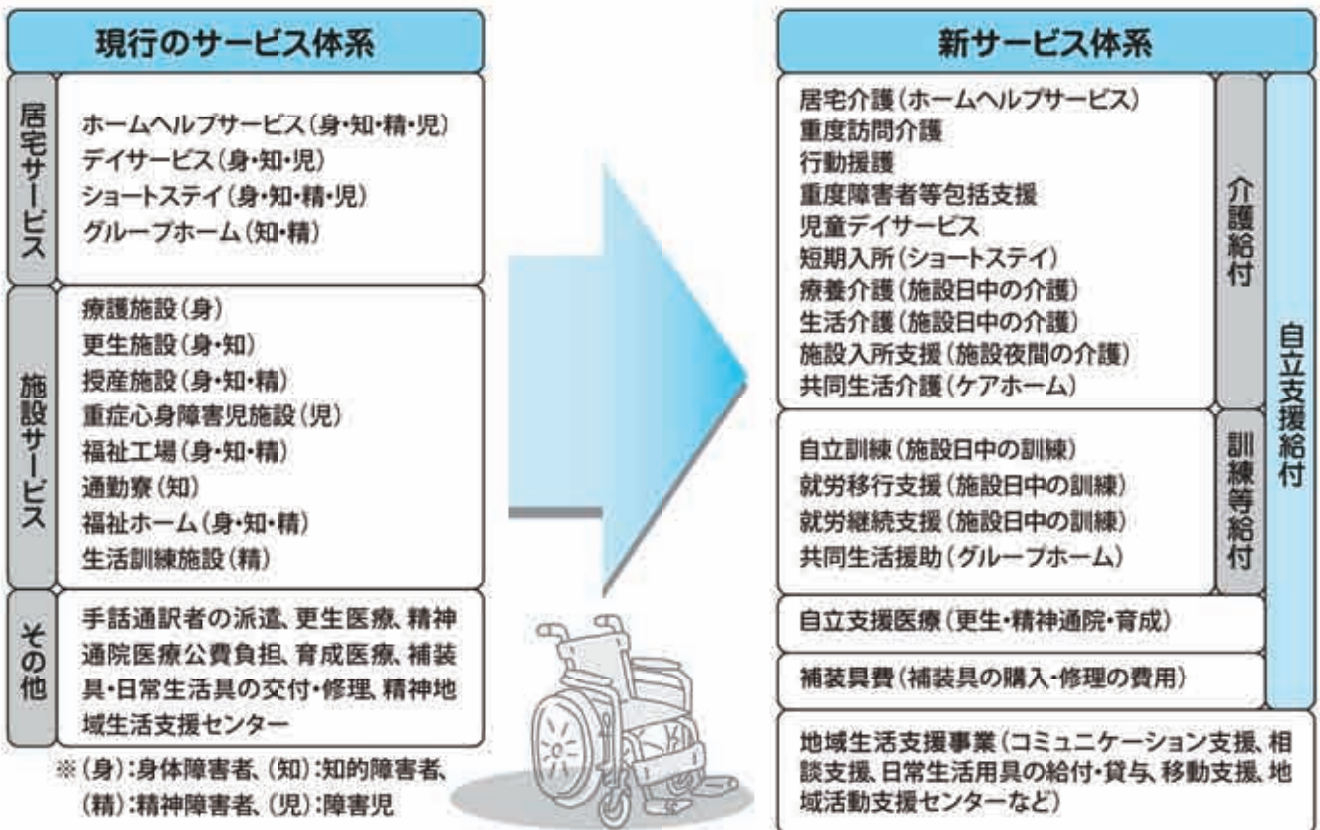
障害福祉サービスの新たな体系

身体障害、知的障害、精神障害の3障害の障害福祉サービスを一元化し、平成18年10月からあらたなサービス体系に変わります。

○居宅サービスは、10月から新サービスに移行

○施設サービスは、10月から5年の間に新サービス体系に移行

○地域生活支援事業は、10月から法定事業として実施



※(身):身体障害者、(知):知的障害者、(精):精神障害者、(児):障害児

※平成18年度まで支援費制度や精神障害者居宅生活支援等のサービスを利用していただ方は、9月まで従来のサービスを継続して利用することができます。

ただし、10月以降も利用を希望される方については、訪問調査や障害程度区分審査会での判定など、新制度による手続きが必要です。

現在の利用者の皆さまには、訪問調査に伺うため、ご連絡をしますので、ご協力をお願いします。

【問い合わせ先】
役場町民福祉課 社会福祉係
Tel 0996-86-1111 内線 1117